

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 外国において他人の社債等（法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨</p> <p>四 〔略〕</p> <p>2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面</p>	<p>（外国口座管理機関の指定の申請）</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 外国において他人の社債等（法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面</p>

〔三・四 略〕

〔3・4 略〕

(商号等の変更の届出)

第五条 前条第一項の申請に基づき指定を受けた者(以下「外国口座管理機関」という。)は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。ただし、指定国内上位機関が合併その他の事由により同項第四号に掲げる事項を変更したときは、当該指定国内上位機関は、外国口座管理機関に代わつて、当該外国口座管理機関に係るこの項本文の規定による届出(同号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をすることができる。

〔2〜5 略〕

〔三・四 同上〕

〔3・4 同上〕

(商号等の変更の届出)

第五条 前条第一項の申請に基づき指定を受けた者(以下「外国口座管理機関」という。)は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

〔2〜5 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。